平成２４年（フ）第１２１０号
埼玉県加須市東栄１丁目14番36号　新井ハイツ107
債務者　渡辺　建夫
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２２号
埼玉県川口市領家１丁目14番５―401号　メゾンドールジュネス
債務者　武藤　富夫
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６７号
福島県田村郡小野町大字飯豊字天王前32番地
債務者　吉田　容子（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
新潟県長岡市住吉３丁目２番８号
債務者　佐藤　裕之
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
新潟県長岡市浦瀬町623番地１
債務者　篠田　　靖
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
新潟県長岡市浦瀬町623番地１
債務者　篠田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
新潟県長岡市宮関４丁目３番６号、前住所新潟県長岡市水道町５丁目８番50号
債務者　矢田　智也
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
愛知県額田郡幸田町大字六栗字八幡２番地２　１―301、前住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字後シロ15番地４　A―202
債務者　江藤　英憲
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字幸田111番地
債務者　谷川　絹代
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
三重県伊勢市神社港434番地５
債務者　古澤美由紀
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
滋賀県長浜市宮司町76―７
債務者　川上　智大
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
岡山県総社市総社２丁目19番21号
債務者　藤井　義男
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第８８１号
埼玉県蕨市塚越２丁目７番９号
債務者　柴崎　宜幸
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８９号
埼玉県加須市南篠崎693番地１　プランドール201岩泉方
債務者　齋藤　晴恵
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２００号
埼玉県川口市柳崎５丁目４番17―503号パール925
債務者　佐藤　貞弘
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８６号
栃木県佐野市浅沼町40番地１、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字西水沼1702番地16
債務者　大出　案奈
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１００号
栃木県下野市駅東６丁目２番17号
債務者　浅原　明夫
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部